

一般廃棄物処理委託契約書
(樹木発生材処理委託契約書)

甲及び乙は一般廃棄物（樹木・草）〔以下【発生材】という〕の処理業者の委託に関して
次の通り契約を締結する。

〔委託業務の内容〕

件 名 _____
契約期間 _____
履行場所 _____

排出事業者を甲とし、受入業者を乙とする。
尚、本書を2通作成しそれぞれ記入捺印の上その1通を保有する。

契約区分

排出事業者 住 所
(甲) 名 称
代表者 印
電 話

処 分 業 者 住 所 204-0011 東京都清瀬市下清戸3-9-1
(乙) 名 称 株式会社グリーンハーモニー
代表者 代表取締役 石井 実 印
電 話 042-492-6330

第 1 条 (総則)

甲は甲の現場等から排出される発生材の処理を乙に委託し乙はこれを受託するものとする。

第 2 条 (責任範囲)

1. 甲の責任範囲は、乙の責任範囲を除く全てとする。

甲は、甲の責任範囲内において、乙、または第三者に損害を与えた場合、甲においてその損害を賠償するものとする。

2. 乙の責任範囲は、甲から委任された発生材の乙の施設における受入から荷卸し作業の完了までとする。

第 3 条 (支払条件)

1. 発生材の処理業務における料金の支払いについては、乙の支払い条件に基づき下記の通り支払うものとする。

※支払い条件：都度、現金支払い

2. 委任料金の額が経済情勢の変化により不相当となりうる場合は甲乙協議の上、改訂することができる。

第 4 条 (契約の解除)

前条の定めるほか次の各号の一に該当する場合は甲及び乙は、本契約を解除することができるものとする。

1. 本契約不履行時の場合
2. 甲及び乙は、本契約の当事者が反社会的勢力（暴力団等）である場合又は密接な関係がある場合には、催告することなく本契約を解除することができる。

第 5 条 (秘密保守)

甲及び乙は、本契約に関して、業務上知り得た相手方に係る秘密を第三者に漏洩してはならない。また、本契約終了後も同様とする。

第 6 条 (契約の有効期限)

本契約は締結後、〔委託業務の内容〕の工期記載にされた期日、または完了日までとする。

第 7 条 (協議)

甲及び乙は本契約に定めのない事項、または疑義が生じた場合は誠意をもって協議の上、これを解決するものとする。